

綾瀬市児童遊園地認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の自治会が用地を確保し、児童福祉法（昭和27年法律第164号）第40条に規定する児童遊園地に準ずる施設（以下「児童遊園地」という。）に供するものの認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第2条 児童遊園地の認定基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市内の自治会が用地を確保したもので、当該確保期間が3年以上であること。
- (2) 用地面積は、200㎡以上であること。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
- (3) 隣接する家屋や耕作地に迷惑を及ぼさないよう管理できる用地であること。

(認定手続)

第3条 児童遊園地の認定を受けようとする自治会の会長は、綾瀬市児童遊園地認定申請書（第1号様式）に用地の確保を証する契約書の写しを添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、書類審査及び現地調査を行い、その適否を決定し、綾瀬市児童遊園地認定決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(認定期間)

第4条 児童遊園地の認定期間は、3年以上の契約期間とする。

(認定期間の更新)

第5条 児童遊園地の認定を受けている自治会の会長は、認定期間の更新を受けようとする場合は、綾瀬市児童遊園地認定更新申請書（第3号様式）に用地確保の更新を証する契約書を添えて認定期間満了の日の20日前までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、第3条第2項の定める審査を行い、その適否を決定し、綾瀬市児童遊園地認定更新決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(遊具等の設置)

第6条 市長は、児童遊園地に対し、遊具及びこれに準ずる施設を予算の定める範囲

内において設置するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市長は、特に必要と認めた場合は、児童遊園地に対し、フェンス等を設置することができる。ただし、当該フェンス等の耐用年数に見合う用地の確保が確実である場合に限るものとする。

(設置の手續)

第7条 前条の定める遊具等の設置を希望する自治会の会長は、綾瀬市児童遊園地遊具等設置申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(維持管理)

第8条 市長は、児童遊園地に設置している遊具等の保守点検及び補修を行うものとする。

(変更)

第9条 児童遊園地の認定を受けている自治会の会長は、児童遊園地の拡張又は縮小をする場合は、市長の許可を受けなければならない。なお、縮小の場合の用地面積は200㎡を下まわつてはならない。

(遊具等の撤去)

第10条 遊具等の撤去は、土地の貸借期間が満了となり土地を返還する場合のみ市長がこれを行う。

(台帳の備付け)

第11条 市長は、児童遊園地台帳(第6号様式)を備え整理するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和58年10月7日から施行する。

(旧要領の廃止)

- 2 綾瀬市認定児童遊園地維持管理及び遊具等設置要領(昭和53年11月1日施行。以下「旧要領」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 旧要領の規定に基づき認定された児童遊園地は、この要綱の規定に基づき認定されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

綾瀬市児童遊園地認定申請書

年 月 日

綾瀬市長 殿

自治会長

印

綾瀬市児童遊園地認定要綱第3条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 児童遊園地名称

2 用地

大字	地番	地積	地目	所有者（住所、氏名）
		m ²		

3 土地の状態及び周辺の環境状況

4 添付書類

- (1) 位置図 (2) 公図の写し (3) 土地の貸借に関する契約書

第2号様式（第3条関係）

綾瀬市児童遊園地認定決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

綾瀬市児童遊園地認定要綱第3条第2項の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 決定区分 認定する 認定しない
- 2 児童遊園地名称
- 3 認定番号
- 4 認定期間 年 月 日から
 年 月 日まで
- 5 用 地

大 字	地 番	地 積	地 目	所有者（住所、氏名）
		m ²		

- 6 決定理由

第3号様式（第5条関係）

綾瀬市児童遊園地認定更新申請書

年 月 日

綾 瀬 市 長 殿

自治会長

印

綾瀬市児童遊園地認定要綱第5条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 児童遊園地名称

2 認定番号

3 用 地

大 字	地 番	地 積	地 目	所有者（住所、氏名）
		m ²		

4 添付書類

(1) 土地の貸借に関する契約書

第4号様式(第5条関係)

綾瀬市児童遊園地認定更新決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

綾瀬市児童遊園地認定要綱第5条第2項の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 決定区分 認定する 認定しない
- 2 児童遊園地名称
- 3 認定番号
- 4 認定期間 年 月 日から
 年 月 日まで
- 5 用 地

大 字	地 番	地 積	地 目	所有者(住所、氏名)
		m ²		

- 6 決定理由

第5号様式(第7条関係)

綾瀬市児童遊園地遊具等設置申請書

年 月 日

綾 瀬 市 長 殿

自治会長

印

綾瀬市児童遊園地認定要綱第7条の規定に基づき、次のとおり申請します。

- 1 児童遊園地名称
- 2 設置希望施設
- 3 申請理由

(略 図)